

駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業  
審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業にて補助する補助事業者の選定を行うために開催する審査委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この委員会は、駿河湾フェリーを活用した観光交流促進事業審査委員会（以下、「委員会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 補助事業者の選定に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第4条 委員会は、委員長と委員で組織し、別表のとおり構成する。

2 委員長は、会務を掌握する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 第1項及び第2項に関わらず、委員長及び委員全員による書面審査を実施することで、審査委員会の開催に代えて審査を実施することができる。

(議事の取扱い)

第6条 議事については、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、この会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、静岡県観光振興課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年9月28日から施行する。

別表

委員長	静岡県観光振興課長
委員	静岡市観光・MICE推進課長 下田市観光交流課長 伊豆市観光商工課長 南伊豆町商工観光課長 松崎町企画観光課長 西伊豆町まちづくり課長